公職選挙法

選挙運動で気をつけなければいけないこれだけのこと

公職選挙法は、選挙の仕組みや選挙運動のルールを決めた法律です。

この法律で主に禁止されていることは、このようなことがあります。

違反してしまうと、あなた自身が逮捕されたり、刑罰を受けるだけでなく候補者が当選無効や立候補禁止にされてしまうことさえあります。

選挙運動は国民の政治参加の権利ですが、正しく理解して、一つひとつ注意して進めていきましょう。

参考文献
選挙制度研究会編『衆議院選挙の手引』(ぎょうせい)／選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法』(ぎょうせい)／『選挙運動違反の警告実例集』(国政情報センター)／市民政調 選挙制度検討プロジェクトチーム・片木淳『公職選挙法の廃止―さあはじめよう市民の選挙運動』(Civics叢書)(生活社)／安田充・荒川敦『逐条解説 公職選挙法』(ぎょうせい)

議員力検定
LLP議員力検定協会
http://giinryoku.jp

1 立候補を届け出るまでは選挙運動はできません。(第129条)

✕ 明日から選挙が始まります。○○候補に投票してください。

○ ○○後援会にご入会ください。

2 投票日当日は選挙運動ができません。(第129条)

✕ 本日は選挙の投票日です。○○候補に投票してください。

○ ○○後援会にご入会ください。

3 選挙の投票をお願いする戸別訪問はできません。(第138条)

✕ ○○候補に投票してください。

○ ○○候補に投票してください。

4 選挙の投票をお願いするための署名運動はできません。(第138条の2)

✕ ○○候補に投票してくれる方は署名してください！

5 未成年者は選挙運動ができません。(第137条の2)

✕

○

＊単純労務

6 選挙に関して陣中見舞い、当選祝いとして飲み物や食べ物、酒類を提供することはできません。(湯茶等を除く)(第139条)

○

7 みんなで食事をしたときは、必ず食べた分だけを支払うか、「割り勘」にしましょう。(第221条、222条)

✕ 今日は年上のボクがみんなにおごるよ!

○ それぞれ会計してください。

8 誰であっても選挙運動に報酬を支払ってはいけません。(届け出たウグイス・労務者等を除く)。(第221条)

✕ 選挙運動がんばってくれてご苦労さん。

9 街頭で宣伝活動ができるのは、午前8時から午後8時までです。候補者の名前入りのビラも配れません。(第164条の6)

✕

○

10 電話での投票依頼はOK。FAX、メール、手紙はNG。(第142条)

✕

○ 今度の選挙では○○に投票してください

※メールについては総務省Webサイトを参照ください「選挙」→「インターネット選挙運動解禁の概要」

11 選挙期間中に配れるビラ(候補者の名前入り)は、証紙が貼ってあるものだけです。

○

＊地方議員選挙では候補者氏名入りビラは配れません

12 選挙の公示・告示前に配付・掲示していたビラやポスターは、公示・告示後には配付・掲示はできません。(第142条、143条)

✕ このビラ、余っているから配ろう！

13 選挙期間中に掲示できるポスターには枚数制限があります。(第143条、144条)

✕

証紙なし

○

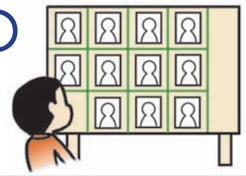

14 選挙ハガキはポストに差し入れてはいけません。選挙事務所で一括して差し出します。(第142条、143条)

✕

○

15 候補者氏名の入った名刺は候補者本人以外は配れません。(第129条、142条)

✕

16 選挙事務所や個人演説会場の前では、看板、ポスター、ちょうちんを出せます。(第143条、164条の2)

✕

○ これから○○候補が来ます。みなさん、話を聞きにきてください。

17 候補者の名前で「寄付」をすることはできません。日本国民は候補者へ150万円以下のカンパができます。(第199条の2)

✕

○○の代理で参りました

○

18 他の候補者陣営の選挙運動を妨害してはいけません。(第225条)

✕ 演説をしている他候補者の前に割り込んで街頭宣伝をする

○

他候補者より早く来て街頭宣伝の場所取りをする

19 選挙後の当選祝賀会(祝勝会)や投票の礼状、戸別訪問、「当選御礼」の掲示などあいさつ行為は制限されています。

✕

○

20 選挙運動や政治資金について疑問があれば、独自に判断をせずに都道府県の選挙管理委員会事務局に電話で問い合わせましょう。

✕

○

2012年版：詳しくは選挙管理委員会にご確認ください。